

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第74号	
事故等種類	漁網損傷	
発生日時	平成23年2月13日 22時30分ごろ	
発生場所	阪神港大阪第3区 大阪府大阪市所在の大阪港大橋橋梁灯（C1灯）から真方位263°380m付近 （概位 北緯34°38.7′ 東経135°26.0′）	
事故等調査の経過	平成23年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数等 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{きんせい}金生丸、199トン 135302、個人所有</p> <p>B 漁船 ^{えいたい}第十五栄泰丸、1.9トン OS3-5130（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、六級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 本船なし 刺網破損</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、鋼材約640tを積載し、阪神港大阪第3区で着岸作業中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同区内で刺網漁を操業中、平成23年2月13日22時30分ごろ、A船の船首とB船の刺網が接触して刺網が損傷した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 低潮期</p>	
その他の事項	B船は、長さ約700mの刺網を東西方向に入れ、網の両端に各1個及び網の中間に2個の白色点滅標識灯を付けていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり B なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、阪神港大阪第3区において、船長Aが、着岸の操船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、B船の刺網の標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、阪神港大阪第3区において、刺網漁を操業し、刺網には標識灯を付けて点灯していたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、阪神港大阪第3区において、A船が着岸作業中、B船が刺網漁を操業中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船の刺網の標識灯に気付かず、A船の船首とB船の刺網が接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	